

資料集

1 広島市の環境保全行政

(1) 環境保全行政のあゆみ(年表)

年月	国・広島県	広島市
42. 4		降下ばいじん、硫黄酸化物(PbO ₂ 法)及び自動車排出ガス調査開始
8	「公害対策基本法」公布	
10		衛生課に公害係(3名)を設置
43. 1		排水パトロール班発足
6	「大気汚染防止法」公布	
	「騒音規制法」公布	
12		「騒音規制法」に基づく政令市となる
44. 4	「騒音規制法」に基づく地域指定(広島市他)	公害対策課(12名)を設置 市内河川、河口域の水質調査開始
12	「広島県公害防止条例」公布	
45. 2	一酸化炭素に係る環境基準一閣議決定	
4	水質汚濁に係る環境基準一閣議決定	
6	「公害紛争処理法」公布	
9	水質汚濁に係る環境基準の類型指定(太田川、瀬野川水域)	
12	「公害対策基本法」の一部改正、「水質汚濁防止法」等公害関係14法成立	
46. 4		「広島市中小企業公害防止資金融資制度」発足 太田川上流の水質調査開始 河川底質調査開始
5	騒音に係る環境基準一閣議決定	
6	「悪臭防止法」公布	「水質汚濁防止法」に基づく政令市となる
	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」公布	「広島市水質監視員」設置
7	環境庁発足	課名を「環境保全課」に変更
	「広島県公害防止条例」全面改正	
8		「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づく政令市となる 「広島市環境保全協議会」設置 「広島市環境保全連絡調整委員会」設置
9		航空機騒音調査開始(県共同)
10		環境保全部(調整課、規制課、公害試験所計33名)を設置 「大気汚染防止法」に基づく政令市となる(工場を除く)
12	「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」公布(上乗せ条例)	
47. 1		紙屋町測定局(自動車排出ガス)、広島県より借受 「広島県公害防止条例」に基づく事務委任(大気(工場を除く)、水質、騒音)
4		環境騒音調査開始
5		「悪臭防止法」に基づく政令市となる
6	「各種公共事業に係る環境保全対策について」一閣議了解	
7		大気測定車(ブルースカイ)購入
8. 4		学校環境調査開始(大気、騒音) 「広島市環境保全モニター」設置

年月	国・広島県	広島市
		悪臭物質の測定開始
5	「悪臭防止法」に基づく地域指定(広島市他) 大気汚染に係る環境基準—環境庁告示	
6	第1回「環境週間」実施	
7	「オキシダント、二酸化窒素、一酸化炭素に係る常時監視及び緊急時の措置要領」制定(広島県)	
8	第1回「瀬戸内海環境保全月間」実施	
10	固定発生源に係る窒素酸化物の排出基準設定 「瀬戸内海環境保全臨時措置法」公布 「公害健康被害補償法」公布	
12	航空機騒音に係る環境基準—環境庁告示	「広島市環境保全整備計画」作成
49. 3	「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」一部改正	比治山測定局(自動車排出ガス、騒音)設置
4	「大気汚染防止法」に基づく燃料使用規制地域の指定(広島市中央部)	
6	騒音に係る環境基準の類型指定(広島市他)	
9	「環境影響評価の運用上の指針について」—中央公害対策審議会の中間報告	三篠小学校、皆実小学校、袋町小学校に大気測定局を設置
10	「大気汚染防止法」に基づく燃料使用基準設定—県告示	新幹線(試運転列車)騒音調査開始
50. 3	水質汚濁に係る環境基準の類型指定(広島市地先海域、海田湾他)	
6	山陽新幹線(岡山—博多間)開通	
7	水質汚濁に係る環境基準の類型指定(広島市内河川(吉山川他7水域))	
12	新幹線鉄道騒音に係る環境基準—環境庁告示	
51. 2	「環境影響評価制度のあり方について」—中央公害対策審議会(検討結果のまとめ)	
3	広島・呉地域公害防止計画策定(50~54年度)	紙屋町測定局、広島県より譲渡
6	「振動規制法」公布	
12		「振動規制法」に基づく政令市となる
52. 3		大気汚染中央監視局を設置(市役所内)
6	航空機騒音に係る環境基準の類型指定(広島空港周辺地域)	
10	新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定(広島市他)	
53. 1	広島空港が「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく特定飛行場に指定される	広島空港周辺住宅の騒音防止工事の助成実施
53. 1	「振動規制法」に基づく地域指定(広島市他)	
2	国・県・市の共同によるジェット機テスト飛行(広島空港)	
3		井口小学校に大気測定局を設置
4	「瀬戸内海環境保全基本計画」—閣議決定	
6	「水質汚濁防止法」一部改正(総量規制の導入等) 「瀬戸内海環境保全臨時措置法」一部改正(「瀬戸内海環境保全特別措置法」と改題、瀬戸内海環境保全の強化等)	
53. 7	二酸化窒素に係る環境基準改定—環境庁告示	
54. 1		現安佐北区役所に大気測定局を設置

年月	国・広島県	広島市
3		現安佐南区役所に大気測定局を設置 庚午測定局(自動車排出ガス)設置
4	「環境影響評価制度のあり方について」－中央公害対策審議会の答申	「広島県公害防止条例」に基づく事務委任(悪臭)
7		袋町小学校測定局を南観音小学校に移設
12		矢賀小学校に大気測定局を設置
55. 3	「広島県洗剤対策推進要綱」県策定 「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」を公告(広島県)	大気測定車(ブルースカイ)更新
4	「燐及びその化合物に係る削減指導方針」決定	政令指定都市移行 「大気汚染防止法」(工場)、「瀬戸内海環境保全特別措置法」並びに「悪臭防止法」(規制地域の指定及び規制基準の設定)に基づく政令市となる
5	「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」、「水質汚濁防止法施行規則に基づく汚濁負荷量の測定に係る排水の期間及び特定排出水の化学的酸素要求量に係る汚染状態及び特定排出水の量の計測方法」－県告示	
8		「広島市水質浄化推進連絡会議」設置
9	航空機騒音に係る環境基準の類型指定の改正	
12		新和小学校測定局(自動車排出ガス、騒音)設置
56. 3	広島・呉地域公害防止計画策定(55～59年度)	
57. 2		広島駅測定局(自動車排出ガス)設置
3		安川水質測定局設置
4		環境保全部を「環境保健部」に改組 衛生研究所を設置
12	「広島県環境影響評価の実施に関する指導要綱」－県告示 58.4 施行 水質汚濁に係る環境基準の一部改正(湖沼の全窒素、全燐)	
58. 9		「広島市地下水汚染問題連絡会議」設置
59. 7	「湖沼水質保全特別措置法」公布	「広島市化製場等に関する条例」を公布
8	「環境影響評価の実施について」－閣議決定	
60. 3	水質汚濁に係る環境基準の類型指定の変更(猿猴川)	
6	大気汚染防止法、大気汚染防止法施行規則の一部改正(小型ボイラーの規制対象)	
11		広島駅測定局を八幡小学校へ移設
61. 3	広島・呉地域公害防止計画策定(60～64年度) 水質汚濁に係る環境基準の類型指定(府中大川)	
4		「大気汚染常時監視システム」更新 「騒音規制法」及び「振動規制法」(規制地域の指定及び規制基準の設定)に基づく政令市となる
5	燐及びその化合物に係る削減指導方針(広島県)	
10		中国四川省重慶市と友好都市提携
62. 4	「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」－県告示	
5	「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」－県告示	
63. 3		「広島市環境保全モニター」廃止
5	「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」公布	
平成		
元. 3		「広島市西部丘陵都市環境管理指針」策定 「広島市環境情報システム」整備
4		
6	「大気汚染防止法」一部改正(石綿規制)	
元. 9	「悪臭防止法施行令」一部改正(低級脂肪酸4物質追加)	

年月	国・広島県	広島市
10		重慶市より、酸性雨・大気汚染防止専門家の派遣要請
2. 3		「広島市環境保全事業基金」設置
5		広島市環境管理計画策定検討委員会設置 重慶市へ環境保全視察団を派遣
6	「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」公布 「水質汚濁防止法」一部改正(生活排水対策の推進)	
8		「広島市地球環境問題連絡会議」設置
10	地球環境保全に関する関係閣僚会議「地球温暖化防止行動計画」を決定	
11	「大気汚染防止法施行令」一部改正(ガス機関及びガソリン機関の追加)	
12		「広島市ゴルフ場指導要綱」施行
3. 3	「瀬野川水質環境管理計画」策定 「八幡川河川環境管理協議会」設立	一般環境大気測定局の再編整備 矢賀小学校測定局を福木小学校へ移設(福木小学校測定局) 八幡小学校測定局を伴小学校へ移設(西部丘陵測定局) 南観音小学校測定局を廃止
	「公害の防止に関する国の財政上の特例措置に関する法律」一部改正(10年延長) 「特定物質の規制等によるオゾン層保護に関する法律」一部改正 広島・呉地域公害防止計画策定(平成2～6年度)	
4		追加悪臭物質に係る規制地域及び規制基準告示
7	「水質汚濁防止法」一部改正(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンによる洗浄施設等を特定施設として追加)	重慶市環境保全視察団の受入
10		「八幡川水質汚濁防止対策推進連絡会」設立
4. 3		大気測定車更新 広島市地下水汚染対策基本方針を決定
6	環境と開発に関する国連会議(ブラジル:リオデジャネイロ)	
10		重慶市研修生の受入
12	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」一部改正	シアン化合物による太田川水質汚染事故発生 「広島市水質浄化推進連絡会議」を「広島市水質保全会議」に改組 広島市における地球環境保全への取組方針を決定
5. 1	「瀬野川河川環境管理協議会」設立	
3	「水質汚濁に係る環境基準について」一部改正(健康項目9項目→環境基準健康項目23項目) 「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」一部改正(地下水の評価基準の改正)	広島市環境管理計画策定
4		重慶市へ環境保全視察団を派遣 「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく規制地域の改正
6	「悪臭防止施行令、施行規則」の一部改正(悪臭物質追加12項目→22項目)	
5. 7		重慶市と技術交流調印
5. 7		公用車に電気自動車を導入
8	水質汚濁に係る環境基準一部改正(海域の窒素・磷追加) 「水質汚濁防止法」一部改正(窒素・磷を排水基準に追加)	

年月	国・広島県	広島市
10		重慶市に酸性雨研究交流センターを開所
11	「環境基本法」公布・施行(公害対策基本法の廃止)	
12	「水質汚濁防止法」一部改正(排水基準の有害物質を追加 11 項目→24 項目、鉛、砒素の排水基準の規制強化)	
6. 2	土壌の汚染に係る環境基準の一部改正(対象項目の追加 10 項目→25 項目)	「地球にやさしい市民会議」の設置
6		酸性雨研究交流センター職員の受入
10		「アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体」として被表彰
11		重慶市へ職員 2 名を派遣
7. 2		「太田川流域市町村水質保全交流会議」の設置(2 市 7 町 2 村)
3	「広島県環境基本条例」施行	追加悪臭物質に係る規制地域及び規制基準告示(悪臭物質追加 12 項目→22 項目)
4	「悪臭防止法」一部改正(嗅覚測定法による規制の導入)	「環境保全課」を「環境対策課」及び「環境企画課」に改組
5		「広島市環境影響評価要綱」施行
6		重慶市の環境保全視察団を受入
7		国際環境自治体協議会(ICLEI)へ加盟 「広島地球ウォッチングクラブ」設立
9	「悪臭防止法施行令・施行規則」一部改正	全国アメニティ推進協議会平成 7 年度総会の開催(於 広島市) 広島市環境サポーター養成講座開始
11		広島市環境サポーター制度発足
8. 3		重慶市へ職員 2 名を派遣
4		「地球にやさしい市民行動計画」策定
5	「水質汚濁防止法」「大気汚染防止法」一部改正	アイエス西部丘陵都市開発事業の環境影響評価手続の開始
6	広島県フロン回収推進協議会設置 環境家計簿全国大会開催(於 広島市)	日中環境協力総合フォーラムへ出席
7		「平和の鐘」が日本の音風景 100 選に認定 太田川流域市町村水質保全交流会議による「水援隊」発足
8		ベトナム社会主義共和国より研修生受入
10	環境庁環境カウンセラー制度発足、募集開始	
11		日中環境協力都市会議へ参加
12	「騒音規制法施行令」一部改正	「アイドリグストップ運動」実施
9. 1	政令指定都市環境サミット'97 開催 「大気汚染防止法施行令」一部改正	
2	環境影響評価制度中央環境審議会の答申 「大気汚染防止法施行規則」一部改正	グリーン購入ネットワーク加入 第 4 回東アジア酸性雨モニタリングネットワーク専門家会合開催 「地球環境子ども会議」を国際会議場で開催
3	広島県環境基本計画の策定 「地下水の水質の汚濁に係る環境基準」環境庁告示 9.3 施行	公用車に天然ガス自動車を導入
9. 4	「大気汚染防止法」一部改正施行(建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止についての規制が追加) 「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」制定 「エコライフ 100 万人の誓い」運動実施	衛生局環境企画課・環境対策課を環境局環境企画課に統合組織改正 広島西風新都線の環境影響評価手続の開始 有害大気汚染物質のモニタリング開始
9. 4	「特定フロン回収促進プログラム」策定	

年月	国・広島県	広島市
6	環境影響評価法公布	「環境の日」ひろしま大会開催(以降毎年度開催)
7		フィリピン共和国・スリランカ民主社会主義共和国より研修生1名ずつ受入
8	「ダイオキシン対策に関する5ヶ年計画」	
	「大気汚染防止法施行令」一部改正	
9	「廃棄物処理法施行令及び施行規則の一部を改正する省令」施行	
	広島県公害防止条例施行規則の一部改正	
10		「地球温暖化シンポジウム・イン・広島」開催
11		第4回気候変動世界自治体サミット(名古屋)に参加
12	気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)	重慶市に職員2名を派遣
	「大気汚染防止法施行令」改正	
	「環境影響評価法施行令」公布	
10. 1		「地球にやさしい市民会議」を「広島市環境条例(仮称)検討委員会」に改組
2		環境局「環境バッジ」製作・配付
3		安佐南・安佐北・福木小学校測定局を地上に移設
4	「広島県公害防止条例」一部改正	ダイオキシン類大気環境調査開始
	排水基準の有害物質を追加	学校焼却炉の使用廃止
	「大気汚染防止法施行規則」一部改正(廃棄物焼却炉に係るばいじん排出基準強化)	
6	「地球温暖化対策推進大綱」策定	バングラデシュ人民共和国・ベトナム社会主義共和国より研修生1名ずつ受入
8		日中環境開発モデル都市構想専門家委員会に参加(北京)
9	騒音に係る環境基準の改正	
	「自動車排出ガスの量の許容限度」一部改正	
10	「大気汚染防止法施行令」一部改正	「広島市役所環境保全率先行動計画」策定
	「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布	
11		広島駅南口広場にて「アイドリング・ストップ街頭キャンペーン」実施
12	「騒音規制法施行令」一部改正	中国重慶市より研修生2名受入
	「振動規制法施行令」一部改正	(仮称)祇園山本地区開発事業の環境影響評価手続の開始
	「大気汚染防止法施行令」一部改正	
	「悪臭防止法施行令」一部改正	
11. 1		玖谷埋立地整備変更事業の環境影響評価手続の開始
2	「水質汚濁に係る環境基準」一部改正(環境基準健康項目23項目→26項目)	
	騒音に係る環境基準の類型指定の全部改正(広島県)	
3	大気・水質・騒音・振動・悪臭の各規則一部改正(届出の電子化及び押印手続き見直し)	「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」公布
	「広島県公害防止条例」改正(屋外燃焼禁止)	「広島市環境影響評価条例」公布
		「広島市環境条例(仮称)検討委員会」を廃止
4	「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行	「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」施行
5	「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」一部改正(電気ガス法改正)	
6	環境影響評価法全面施行	「広島市環境影響評価条例」全面施行
	「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律(PRTTR法)」公布	
	「ダイオキシン類対策特別措置法」公布	
	「瀬戸内海環境保全特別措置法」一部改正	
11. 8		パキスタン・イスラム共和国、インドより研修生1

年月	国・広島県	広島市
		名ずつ受入
12	「大気汚染防止法施行令」「水質汚濁防止法施行令」一部改正 「ダイオキシン類対策特別措置法施行令、施行規則」公布 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」一部改正(ダイオキシン関係)	出島埋立地区廃棄物処分場設置に係る環境影響評価手続の開始(条例施行後初の案件)
12. 1	「ダイオキシン類対策特別措置法」施行 排水基準を定める総理府令一部改正	広島市環境局ホームページ開設 「広島市地球環境問題連絡等会議」を発展的に解消し「広島市環境調整会議」を設置 「広島市環境審議会」設置
2		安川水質測定局廃止
3	自動車騒音の限度を定める命令の全部改正 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(P R T R法)」施行	「広島市の生物」発行
7		水質・底質・地下水のダイオキシン類調査開始
8		パキスタン・イスラム共和国、インドより研修生 1名ずつ受入
10		土壌のダイオキシン類調査開始
11		公共用水域の環境ホルモン調査開始 中国重慶市より研修生 2名受入
13. 1	環境省発足	
2		第 2 回こどもエコクラブアジア太平洋会議を国・県と共催
3	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(P R T R法)施行規則」公布	
4	「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」施行(冷蔵庫・エアコンの冷媒フロン回収義務化) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」施行	
6	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)」公布	P R T Rパイロット調査実施
7		マレーシア(ミリ市)より研修生 1名受入
8		安佐南工場建替事業(処理能力:600 t/日)に係る環境影響評価手続の開始
10		「広島市環境基本計画」策定 「広島市役所環境保全実行計画」策定 安佐北工場において I S O 14001 を認証取得
11	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令、施行規則」一部改正(硫酸カリウムの製造に係る施設等を特定施設(水質基準対象施設)に追加)(H13.12 施行)	
14. 3	「地球温暖化対策推進大綱」一部改正	「広島市グリーン購入方針」策定
4	P R T R法に基づく事業者の届出開始	環境企画課を環境政策課と環境保全課に分割
5	「土壌汚染対策法」公布	政谷埋立地拡張整備事業の環境影響評価手続開始
6	京都議定書締結を閣議決定 同日国連本部に受託書を寄託 「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布	
7	「窒素含有量に係る総量規制基準」一県告示(H14.10 施行) 「りん含有量に係る総量規制基準」一県告示(H14.10 施行)	

年月	国・広島県	広島市
14.7	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」一部改正(カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設等を特定施設(水質基準対象施設)に追加)(H14.8 施行)	
9	「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質の汚濁のうち、水底の底質の汚染に係る環境基準適用	
10	フロン回収破壊法(自動車関係)施行	中国重慶市より研修生2名受入
11	第5回内分泌攪乱化学物質問題に関する国際シンポジウム開催(会場:広島国際会議場、広島市後援)	
15.2	「土壌汚染対策法」施行	
3	「広島県環境基本計画」改定	「広島市多元的環境アセスメント基本構想」策定
5		「広島市地球温暖化対策地域推進計画」策定
6	「CO ₂ 削減・百万人の環」消灯キャンペーン実施	
7	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」公布	ブータン王国(ティンプー市)より研修生1名受入
9		「悪臭防止法による規制地域及び規制基準の指定」告示(H16.1 施行)
10	「広島県公害防止条例」を全部改正し、「広島県生活環境の保全等に関する条例」を公布	「広島市地球温暖化対策地域協議会」設置 「広島市ばい捨て等の防止に関する条例」施行
12	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」一部改正(4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造に係る施設等を特定施設(水質基準対象施設)に追加(H16.1 施行))	
16.2		市役所本庁舎においてISO14001を認証取得
3	「広島県地球温暖化防止地域計画」策定 「ヒートアイランド対策大綱」決定	「廃棄物最終処分場整備計画の策定における多元的環境アセスメントガイドライン」策定
4		「広島市多元的環境アセスメント実施要綱」施行
6	「景観法」公布	
7		ゼロエミッションシティ広島を目指す減量プログラム策定 インドネシア共和国(バンドン・リージェンシー)より研修生1名受入
10		中国重慶市より研修生2名受入
17.3		白木産業廃棄物最終処分場増設事業の環境影響評価手続き開始
6		広島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画改定
7		安佐南工場建替事業(処理能力:400t/日)に係る環境影響評価手続きの開始
8	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」一部改正(担体付き触媒の製造に係る施設等を特定施設(水質基準対象施設)に追加)(H17.9 施行)	
18.3		広島市産業廃棄物処理指導計画策定
4	「大気汚染防止法」一部改正施行(揮発性有機化合物(VOC)の排出規制の開始)	
18.10	「大気汚染防止法」一部改正施行(特定粉じん排出等作業の実施の事項に工作物に関する事項を追加)	「広島市の生物(補遺版)」発行 中国重慶市より研修生2名受入

(2) 環境行政に関係する局課等

平成19年(2007年)4月1日現在

局 課 等 名 称	環 境 に 関 す る 事 務
企画総務局	
企画調整部	<ul style="list-style-type: none"> 都市整備に係る基本的方針及び基本計画の策定 都市デザインに関する調査及び企画並びに総合調整 都市景観に関する指導及び調整 ひろしま2045：平和と創造のまち
国際平和推進部	<ul style="list-style-type: none"> 平和の推進に関する調査研究及び調整 国際交流・協力の推進に関する企画及び総合調整
市民局	
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の振興
消費生活センター	<ul style="list-style-type: none"> 消費者保護対策に係る企画及び調整並びに情報の収集及び提供
文化スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の保存及び活用
社会局	
衛生研究所	
環境科学部	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全に関する試験及び検査並びに調査及び研究
環境局	
環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> 固形状一般廃棄物処理事業の企画及び調整 地域環境管理及び地球環境問題に係る企画及び調整 環境保全思想の啓発及び普及 環境保全事業基金 固形状一般廃棄物の減量化及び資源化
環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> 公害防止に関する調査及び企画 大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、騒音及び振動(以下「大気汚染等」という。)の防止に係る指導、規制及び環境調査 大気汚染等に関する苦情、陳情等の処理 環境影響評価に係る審査、指導及び調整 公害防止思想の啓発及び普及
施設部	
施設課	<ul style="list-style-type: none"> 清掃施設に関する調査、計画及び設置 廃棄物処理事業の施行に伴う不動産の取得及びこれに伴う補償 廃棄物処理事業用代替地の管理及び処分 廃棄物処理事業の施行に伴う用地の借上げ 廃棄物の埋立地の整備及び管理 清掃施設に係る大気、水質等の調査
玖谷埋立地管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> 固形状一般廃棄物及び産業廃棄物の搬入管理及び埋立処分
工務課	<ul style="list-style-type: none"> 清掃施設及び環境測定施設に係る工事 一般廃棄物処理施設の設置の許可及び届出の受理並びに当該施設の設置、整備及び維持管理に関する指導及び監督
清掃工場(中、南、安佐南、安佐北、佐伯)	<ul style="list-style-type: none"> 固形状一般廃棄物の焼却処分 固形状一般廃棄物の破砕処分(安佐南工場に限る。) 施設の維持管理
し尿処理場(出島処理場)	<ul style="list-style-type: none"> 液状一般廃棄物の終末処理 処理場の水質等の検査 施設の維持管理
業務部	
業務第一課	<ul style="list-style-type: none"> 固形状一般廃棄物の処理対策 固形状一般廃棄物の収集、運搬及び処分の作業計画 固形状一般廃棄物処理業の許可並びに一般廃棄物処理業者の指導及び監督 固形状一般廃棄物の処理に関する指導及び監督 環境美化に関する啓発及び総合調整 河川の清掃
業務第二課	<ul style="list-style-type: none"> 液状一般廃棄物の処理対策に関する調査及び企画 液状一般廃棄物の収集、運搬及び処分の作業計画 液状一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可並びに浄化槽保守点検業者の登録 液状一般廃棄物の処理に係る指導、監督及び規制 液状一般廃棄物の不法投棄の防止に係る監視及び指導 浄化槽の設置等に係る受付、審査及び検査 浄化槽の維持管理に係る指導、監督及び規制 合併処理浄化槽の普及
産業廃棄物指導課	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の処理対策に関する調査及び企画 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可並びに産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者の指導及び監督 産業廃棄物の保管及び処理に関する指導及び監督 産業廃棄物処理施設の設置の許可並びに当該施設の設置、整備及び維持管理に関する指導及び監督

局 課 等 名 称	環 境 に 関 す る 事 務
産業廃棄物指導課	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の不法投棄の防止に係る監視及び指導 使用済自動車に関する引取業者及びフロン類回収業者の登録、指導及び監督 使用済自動車に関する解体業者及び破砕業の許可並びに解体業者及び破砕業者の指導及び監督
環境事業所(中、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯)	<ul style="list-style-type: none"> 固形状一般廃棄物の処理作業に係る調査及び連絡調整 固形状一般廃棄物の収集及び運搬 固形状一般廃棄物の不法投棄の防止に係る監視及び指導
経済局	
経済振興課	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の経営の相談及び金融 中小企業に対する経営の診断及び支援 中小企業団体等の育成指導
工業技術センター	<ul style="list-style-type: none"> 工業技術に関する研究会の開催
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> 農業、林業及び水産業行政に関する企画及び調整 中山間地域等直接支払 市有林の経営及び管理並びに旧慣使用林野の整備 農林業用施設の工事の総括 農業集落排水事業 森林保護、鳥獣保護及び有害鳥獣捕獲の事務の総括 憩の森等
都市活性化局	
観光交流部	<ul style="list-style-type: none"> 「水の都ひろしま」の推進に係る総合調整
都市整備局	
指導部	
建築指導課	<ul style="list-style-type: none"> 建築指導行政に関する企画及び総合調整 特定建築物の省エネルギー措置の届出、指示等
技術管理課	<ul style="list-style-type: none"> 建設技術施策の調査及び企画
緑化推進部	<ul style="list-style-type: none"> 緑化に関する企画及び指導 緑地の保全及び自然保護 緑化思想の啓発及び普及 公園、墓園、緑地及び緑道(以下「公園等」という。)の基本計画及び建設計画 公園等整備事業の事業計画 平和記念公園、中央公園、広島広域公園、安佐動物公園及び植物公園(以下「平和記念公園等」という。)の改良計画及び補修計画 開発行為に伴う公園等の調査及び指導 公園等の管理の総括 平和記念公園等の管理及び維持補修工事
住宅部	<ul style="list-style-type: none"> 住宅対策に関する調査、企画及び調整
西風新都整備部	<ul style="list-style-type: none"> 西風新都の都市景観 計画区域内における幹線道路の整備計画
道路交通局	
道路交通企画課	<ul style="list-style-type: none"> 交通政策に係る調査、企画及び調整
臨海開発課	<ul style="list-style-type: none"> 臨海部の開発事業に関する調査、企画及び調整
河川課	<ul style="list-style-type: none"> 河川の管理の総括等
道路部	
道路計画課	<ul style="list-style-type: none"> 道路計画の総合調整 道路整備に係る調査及び企画
道路課	<ul style="list-style-type: none"> 道路事業による道路の事業計画 電線類地中化の整備計画
街路課	<ul style="list-style-type: none"> 街路事業による道路の事業計画 街路事業による道路及び橋りょうの新設工事及び改良工事 有料道路と密接な関連のある都市計画道路の建設
都市交通部	<ul style="list-style-type: none"> 都市交通対策 新交通事業に係る総合調整 軌道系交通機関の整備計画 空港対策
下水道局	
経営企画課	<ul style="list-style-type: none"> 下水道事業の経営に関する調査及び企画等
計画調整課	<ul style="list-style-type: none"> 下水道の整備に係る総合調整等
管理部	
管理課	<ul style="list-style-type: none"> 下水道(下水道敷及び管きょ(以下「下水道敷等」という。)を除く。)の管理の総括等
維持課	<ul style="list-style-type: none"> 水資源再生センター及び下水ポンプ場の運転操作、維持管理及び補修工事の総括等
水資源再生センター(千田、江波、大州、旭町、西部)	<ul style="list-style-type: none"> 水資源再生センター及び中継ポンプ場の維持管理、運転操作及び補修工事 下水道施設の維持管理に必要な水質の検査
施設部	
管路課	<ul style="list-style-type: none"> 下水道敷等の管理の総括等

局 課 等 名 称	環 境 に 関 す る 事 務
施設課	・ 下水処理場、西部浄化センター及び下水ポンプ場の建設工事及び改良工事等
水道局	
企画総務課	・ 広報及び広聴に関すること ・ 水源涵養 ・ 環境会計に関すること
施設部	
水質管理課	・ 水源水域の水質調査 ・ 水質の調査及び研究
教育委員会事務局	
施設課	・ 学校緑化
青少年育成部	・ 青少年教育
学校教育部	
給食保健課	・ 学校保健
指導第一課	・ 教育課程
指導第二課	・ 高等学校の教育課程
教育センター	・ 教育関係職員の研修 ・ 教育関係資料の収集・作成及び学校等への提供

(3) 環境局組織図

(平成 19 年(2007 年) 4 月 1 日現在)

(595 人) 環境局長 環境局次長	環境政策課長 (25 人)	庶務係長 (5 人) 環境政策係長 (6 人) 環境・エネルギー調査担当 (6 人) ゼロエミッション推進担当 (6 人)
	ゼロエミッション推進担当課長	
	環境保全課長 (25 人) 環境アセスメント担当課長	環境管理係長 (4 人) 大気騒音係長 (11 人) 水質係長 (8 人)
(121 人) 施設部長 技術担当部長	施設課長 (32 人)	主任 (8 人)
	埋立地管理担当課長	(7 人)
	埋立地計画担当課長	(4 人)
	玖谷埋立地管理事務所長	主任 (9 人)
	工務課長 (13 人)	第一工務係長 (4 人) 第二工務係長 (8 人)
	中工場長 (24 人)	第一管理係長 (20 人) 第二管理係長 (3 人)
	南工場長 (9 人)	主任 (8 人)
	安佐南工場長 (12 人)	第一管理係長 (8 人) 第二管理係長 (3 人)
	安佐北工場長 (15 人)	主任 (14 人)
佐伯工場長 (7 人)	主任 (6 人)	
出島処理場長 (7 人)	主任 (6 人)	
(422 人) 業務部長	業務第一課長 (28 人)	庶務係長 (10 人) 美化係長 (3 人) 指導係長 (13 人)
	指導担当課長	
	業務第二課長 (18 人)	指導係長 (6 人) 浄化槽係長 (11 人)
	産業廃棄物指導課長 (14 人)	計画係長 (6 人) 指導係長 (7 人)
	中環境事業所長 (59 人)	指導係長 (7 人) 第一業務係長 (26 人) 第二業務係長 (25 人)
	南環境事業所長 (60 人)	指導係長 (9 人) 第一業務係長 (24 人) 第二業務係長 (26 人)
	西環境事業所長 (74 人)	指導係長 (7 人) 第一業務係長 (32 人) 第二業務係長 (34 人)
	安佐南環境事業所長 (45 人)	指導係長 (7 人) 第一業務係長 (18 人) 第二業務係長 (19 人)
	安佐北環境事業所長 (44 人)	指導係長 (5 人) 第一業務係長 (19 人) 第二業務係長 (19 人)
	安芸環境事業所長 (35 人)	指導係長 (6 人) 第一業務係長 (13 人) 第二業務係長 (15 人)
	佐伯環境事業所長 (45 人)	指導係長 (6 人) 第一業務係長 (20 人) 第二業務係長 (18 人)

※ 産休・育休を含む。

※ 休職者、嘱託員を含まない。

(4) 環境保全対策関係事業当初予算
 ア 環境保全対策関係事業(環境局分)
 (7) 環境保全対策

(単位：千円)

項目	説明	平成18年度 (2006年度)	19年度 (2007年度)
大気汚染防止	・大気汚染監視、指導(測定局等による調査その他)	45,373	43,476
	・大気汚染監視施設整備(測定機器購入)	29,277	—
	・アスベスト飛散防止監視(測定機器購入、立入り検査その他)	4,697	3,383
	小計	79,347	46,859
水質汚濁等防止	・水質汚濁監視、指導(水質検査業務委託、水質監視員、パトロール車による調査その他)	31,035	26,187
	・土壌汚染対策の推進	1,482	1,440
	小計	32,517	27,627
騒音・振動防止	・騒音・振動の監視、指導	1,120	513
	・自動車騒音振動等実態調査	13,374	12,282
	・広島西飛行場周辺騒音防止対策事業(航空機騒音実態調査)	5,460	5,145
	小計	19,954	17,940
有害化学物質対策	・ダイオキシン類対策(大気環境調査、水質等調査、排出ガス等調査)	16,800	13,737
	・P R T Rに基づく特定化学物質排出量の把握等	960	832
	小計	17,760	14,569
環境保全活動の促進	・環境基本計画の改定	1,201	—
	・環境マネジメントシステムの推進	4,504	3,810
	・環境学習の推進 (広島地球ウォッチングクラブの運営、環境サポーターの養成、環境づくり普及啓発)	2,039	1,839
	・「環境の日」ひろしま大会の開催	350	350
	・太田川流域市町の環境保全交流	4,329	3,463
	・「クリーン太田川」の開催	1,104	883
	小計	13,527	10,345
地球温暖化対策の推進	・地球温暖化対策地域協議会の運営	568	487
	・水素エネルギー利用の普及啓発	4,844	5,000
	・民間分譲住宅におけるE S C O・リース事業セミナー開催補助	500	—
	小計	5,912	5,487
環境影響評価その他	・環境影響評価制度の運用	2,444	2,256
	・重慶市との環境保全交流	1,619	101
	・アジア太平洋環境都市サミットへの参加	941	—
	・環境保全事務	6,292	5,615
	小計	11,296	7,972
計		180,313	130,799

(イ) ごみ処理

(単位：千円)

項目	説明	平成18年度 (2006年度)	19年度 (2007年度)
ごみ収集	・普通ごみ等収集 (収集車両購入⑮13台、⑯9台)、収集車両補修、作業用機材その他、収集業務委託、ごみ転送業務)	1,961,330	2,052,728
	・大型ごみ収集(収集業務委託その他)	400,188	396,490
	・資源・有害ごみ収集	875,719	748,059
	・ごみ減量運動に対する地域対策(小・中学校用等図書購入)	18,260	14,608
	・環境事業所管理運営	82,287	73,928
	小計	3,337,784	3,285,813
ごみ処分	・焼却処分(清掃工場等管理運営、清掃工場施設整備)	4,200,837	4,173,371
	・安佐南工場立替(環境影響評価その他)	17,591	1,430
	・埋立処分(埋立地管理運営、玖谷埋立地拡張整備)	1,068,339	849,954
	・ごみ最終処分場整備調査	6,767	—
	・ごみ処理施設地域環境整備	42,145	34,926
	・資源化処分(可燃ごみ減量化対策、容器包装のリサイクル、選別センター管理運営)	1,014,737	980,452
	・ストックヤード管理運営	1,259	1,133
	・大型ごみ破碎処理施設管理運営	274,163	283,831
	・廃乾電池等処分	68,053	60,866
	・山県郡西部衛生組合(一部事務組合)負担金	98,655	—
	小計	6,792,546	6,385,963
計		10,130,330	9,671,776

(ウ) し尿処理

(単位：千円)

項目	説明	平成18年度 (2006年度)	19年度 (2007年度)
し尿収集	・収集業務及び手数料徴収業務委託	844,270	847,788
	・し尿中継運搬業務委託	103,282	104,494
	・し尿収集車購入(⑰2台)	20,275	—
	小計	967,827	952,282
し尿処分	・処理場管理運営	638,478	625,929
	・安芸地区衛生施設管理組合(一部事務組合)負担金	264,066	265,619
	・山県郡西部衛生組合(一部事務組合)負担金	25,196	—
	小計	927,740	891,548
計		1,895,567	1,843,830

(エ) きれいなひろしま・まちづくり推進

(単位：千円)

項目	説明	平成 18 年度 (2006 年度)	19 年度 (2007 年度)
啓発	・散乱ごみ追放キャンペーンの実施	2,900	2,716
	・美化活動ボランティアの表彰	256	232
	・学校における環境美化教育の推進	845	848
	・ポスターによる啓発その他	3,258	2,537
	・ぼい捨て防止のための巡回パトロール	17,230	9,326
	小 計	24,489	15,659
受け皿整備	・街路ごみ容器・灰皿の維持管理	893	693
清掃	・河川清掃	31,147	31,590
	・街路ごみ容器・灰皿ごみ収集	34,413	35,368
	・地域美化活動の支援 (町内清掃ごみ袋の配布、町内清掃・不法投棄ごみの収集)	44,795	49,195
	・クリーンボランティア支援事業の実施	1,315	1,378
	・まちの美化に関する里親制度の実施	1,218	1,218
	・「クリーンアップチームひろしま」による清掃・啓発の推進	46,705	46,200
	・不法投棄防止対策	9,837	9,837
	小 計	173,356	174,786
計		198,572	191,138

(オ) 清掃業務の企画調整及び指導

(単位：千円)

項目	説明	平成 18 年度 (2006 年度)	19 年度 (2007 年度)
企画調整及び 指導	・ゼロエミッションシティ広島への推進 (ごみ減量化・リサイクル推進啓発等事業、事業系ごみ有料指定袋 作成管理の実施、地域の推進体制づくり、家庭系生ごみリサイク ル事業)	561,393	550,200
	・清掃事業の普及啓発	2,955	2,595
	・廃棄物処理指導 (分別収集の推進、事業者等に対する指導、産業廃棄物処理指導、 ダイオキシン類対策、自動車リサイクル法の運用)	54,844	51,261
	・浄化槽設置補助	76,938	75,960
	・広島市環境事業公社事業助成	353,002	302,037
	・し尿収集業者融資事業	40,000	40,000
	・し尿等の下水道投入施設の建設	40,727	467
	・山県郡西部衛生組合(一部事務組合)脱退に伴う清算金	—	98,019
	・廃棄物処理施設運営協議会運営その他	51,436	49,659
計		717,746	1,170,198
合計		12,470,966	13,007,741

イ 環境保全対策関係主要事業(他局分)

(単位：千円)

局名	事業の概要	平成18年度 (2006年度)	19年度 (2007年度)
企画総務局	・ひろしま国際協力事業の推進(研修員受入分)	3,673	3,603
	・被爆樹木樹勢回復事業	1,540	—
	・景観行政の推進	3,709	—
	・ひろしま街づくりデザイン賞	1,836	1,386
	・不法はり紙除却等	18,951	16,703
市民局	・市民アカデミー事業(区民アカデミー講座自然科学分野)	433	420
	・史跡原爆ドームの保存継承(技術試験・調査)	1,427	1,372
	・史跡中小田古墳群整備(防災工事、維持管理その他)	6,834	11,620
	・伝統文化保存継承事業	58	56
	・文化財保存 (文化財調査、文化財保存事業補助、史跡広島城二の丸管理・公開、 国指定文化財保存管理その他)	23,433	19,583
	・埋蔵文化財保護(埋蔵文化財分布調査、埋蔵文化財活用・整理)	22,242	21,488
社会局	・衛生研究所の検査機器購入	35,000	31,400
経済局	・農業生産基盤整備	1,181,110	1,142,782
	・環境にやさしい農業の推進	224	179
	・中山間村地域等直接支払事業	55,754	54,069
	・市民菜園開園事業補助(40区画)	309	309
	・農業集落排水処理施設の整備	626,011	452,332
	・森林保護・育成	55,961	61,259
	・市行造林・市行育林事業	31,895	29,465
	・広島県緑と水の森林公社負担金	10,008	9,060
	・森林公園整備	19,154	920
	・松くい虫防除	20,820	16,129
	・憩の森管理、ハイキングコース管理	19,154	17,983
	・市民参加の森林(もり)づくり(「もりメイト」育成、みどりの里親制 度、里山景観整備、ボランティア間伐サポート)	2,960	2,579
	・森林(もり)だくさん体験事業	1,714	1,714
	・河川・海浜・海底清掃	7,659	7,659
	・市民と魚貝のふれあい推進	1,422	1,367
	・環境関連産業の育成・振興	445	355
	・新技術・産学官共同研究開発補助	25,000	25,000
・中小企業特別融資(環境保全資金)預託貸付	196,000	49,000	
都市活性化局	・「水の都ひろしま」の推進	11,728	7,312
都市整備局	・公園施設整備	728,016	268,887
	・公園用地取得	149,960	146,543
	・古川水鳥緑道整備	60,000	—
	・西部河岸緑地整備	117,000	—
	・公園緑地清掃	397,113	402,041
	・植物公園施設整備・管理運営	476,387	458,887
	・安佐動物公園施設整備・管理運営	625,472	626,156
	・グリーンフェア等の開催	700	—
	・グリーンパートナー事業	335	402
	・キョウチクトウ及び被爆アオギリ二世苗育成	650	825
	・屋上等緑化促進事業	1,140	—

局名	事業の概要	平成18年度 (2006年度)	19年度 (2007年度)
都市整備局	・樹木・樹林保存事業	745	750
	・緑地保全の推進	1,600	—
	・公共工事の建設副産物のリサイクル推進	473	473
道路交通局	・港湾清掃	7,230	7,230
	・広島西飛行場周辺騒音防止対策事業（住宅等騒音防止）	13,580	12,266
	・電線類地中化事業	600,100	—
	・歩道新設・改良	874,830	123,024
	・交差点改良	120,000	164,640
	・透水性舗装	12,000	—
	・道路清掃	311,927	295,314
	・交通需要マネジメント施策の推進 （交差点交通処理の見直しによる渋滞対策の推進、ノーマイカーデー推進事業、ロードプライシングの研究、広島都市圏パーク・アンド・ライド推進協議会負担金、都心交通対策実行委員会の運営）	9,120	252
	・既存交通の改善・機能強化 （JR広島駅新幹線口広場等の整備、JR可部駅西口広場の整備、JR可部線の輸送改善事業の推進、LRTシステム整備費補助、バス運行対策費補助、生活路線バス運行費補助、地域主体の交通確保策に対する支援、広島市有償運送運営協議会の開催、交通施設バリアフリー化設備整備費補助、交通施設バリアフリー基本構想作成、交通バリアフリー教室の開催、低床バス車両購入費補助、低公害バス車両購入費補助、芸備線利用促進対策等の推進） ※ 〃は、18年度のみ	929,580	45,409
	・河川環境整備（低水護岸工、緑地整備その他）	51,000	—
・普通河川改良（自然環境保全河川：ホテル護岸）	42,000	—	
下水道局	・公共下水道整備	17,200,344	15,080,707
	・下水道新設改良	546,542	246,549
	・流域下水道整備（県施行太田川流域道整備事業に対する負担金）	286,011	250,137
	・下水汚泥の資源化	512,211	514,742
	・特定環境保全公共下水道整備	302,252	193,755
水道局	・すいどう探検隊	787	723
	・水源涵養モデル事業	18,544	17,907
教育委員会	・自然体験活動事業（平成19年度から感動体験推進事業に統合）	15,373	6,378
	・少年自然の家整備	9,017	6,300
	・青少年野外活動センター施設整備補助	9,000	—
合計		28,556,227	20,857,401

2 環境基準

環境基準は環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、次のように定められている。

(広島市関係分について抜すい)

(1) 大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号)

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊 粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過補集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学 オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

(昭 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号)

二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
-------	---	--------------------------------

(2) 水質汚濁に係る環境基準

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

ア 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.01mg/L以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/L以下	規格61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格34.1に定める方法又は付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は付表7に掲げる方法

(備考)

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

イ 生活環境の保全に関する環境基準

(7) 河川

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50 MPN/100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000 MPN/100ml以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000 MPN/100ml以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表8に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法

- 注1 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- " 2級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- " 3級 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- " 2級 サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- " 3級 コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- " 2級 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- " 3級 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全	亜鉛	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下		第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下		
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下		
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下		
測定方法		規格 53 に定める方法(準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表 9 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表 9 の 1(1)による。)		

備考

1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

(イ) 海域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000 MPN/100ml 以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—
測定方法		規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 17 に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格 32 に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	付表 10 に掲げる方法

備考

- 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml 以下とする。
- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
" 2級 : ポラ、ノリ等の水産生物用
3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下
測定方法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
 - 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
2 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
" 2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
" 3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	
測定方法		規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表9の1(1)による。)	

ウ 広島市内水域に係る環境基準の類型指定

昭和 45 年 9 月 1 日 閣議決定
 昭和 49 年 10 月 1 日 広島県告示第 806 号
 昭和 50 年 6 月 13 日 広島県告示第 527 号
 昭和 60 年 3 月 18 日 広島県告示第 273 号
 昭和 61 年 3 月 31 日 広島県告示第 323 号

水域名	名 称	範 囲	当該類型	指定年月日	指定機関
広島市内水域	太田川上流	行森川合流点から祇園水門まで	河川－A	S45.9.1	国
	太田川下流	祇園水門より下流	〃－B		
	天満川	全域	〃－A		
	旧太田川	全域	〃－A		
	元安川	全域	〃－A		
	京橋川	全域	〃－A	S60.3.18	広島県
	猿猴川	全域	〃－B	S45.9.1	国
	瀬野川	全域	〃－B	S61.3.31	広島県
八幡川水域	府中大川	全域	〃－D	S50.6.13	広島県
	八幡川上流	郡橋より上流	〃－A		
太田川関連支川水域	八幡川下流	郡橋より下流	〃－B	S50.6.13	広島県
	水内川	全域	〃－A		
	太田川上流(二)	明神橋から行森川合流点まで	〃－A		
	吉山川	全域	〃－A		
	鈴張川	全域	〃－A		
	根谷川上流	代田一合橋より上流	〃－A		
	根谷川下流	代田一合橋より下流	〃－B		
	三篠川	全域	〃－A		
	安川	全域	〃－B		
古川下流	安川合流点より下流	〃－B			
広島湾	海田湾	別記1の水域	海域－B	S49.10.1	広島県
	広島市地先海域	別記2の水域	〃－A		
	五日市・廿日市地先海域	別記3の水域	〃－A		
	広島湾	別記4の水域	〃－A		

(別記)

- 共永興業株式会社広島営業所坂倉敷地(安芸郡坂町字鯛尾 5708 番地の 16)西側北端から広島港宇品外貿ふ頭岸壁西南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(海田湾)
- 広島市宇品島南端から八幡川河口左岸南方 1,500mの地点(北緯 34 度 21 分 14 秒、東経 132 度 23 分 13 秒。以下、「八幡川沖合地点」という。)まで引いた線、同地点から八幡川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(広島市地先海域)
- 八幡川河口左岸から八幡川沖合地点まで引いた線、同地点から廿日市市鱈浜鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(五日市・廿日市地先海域)
- 廿日市市鱈浜鼻から巖島聖埼まで引いた線、同島センゴ鼻から西能美島豪頭鼻まで引いた線、江田島二ッ小島から呉市と安芸郡坂町の境界である陸岸の地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、海田湾、広島市地先海域及び五日市・廿日市地先海域に係る部分を除いたもの(広島湾)

エ 海域の窒素・磷に係る水質環境基準の類型指定

(平成 9 年 4 月 10 日 広島県告示第 450 号)

水域名	範 囲	該当類型	指定年月日	指定機関
広島湾北部	別記 1 の水域	海域 III	平成 9 年 4 月 10 日	広島県
広島湾南部	別記 2 の水域	海域 II	平成 9 年 4 月 10 日	広島県

[別記]

1 (広島湾北部)

廿日市市鱈浜鼻と似島大筏鼻を結ぶ線、同地点と金輪島金輪尻ノ鼻を結ぶ線、同地点と安芸郡坂町タツガ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

2 (広島湾南部)

廿日市市鱈浜鼻と巖島聖埼を結ぶ線、同島センゴ鼻と西能美島豪頭鼻を結ぶ線、江田島二ッ小島と呉市と安芸郡坂町の境界でもある陸岸の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、広島湾北部に係る部分を除いたもの

(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月13日環境庁告示第10号)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	0.01mg/L 以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55に定める方法
全 シ ア ン	検出されないこと	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格K0102の54に定める方法
六 価 ク ロ ム	0.05mg/L 以下	規格K0102の65.2に定める方法
砒 素	0.01mg/L 以下	規格K0102の61.2又は61.3に定める方法
総 水 銀	0.0005mg/L 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	公共用水域告示付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四 塩 化 炭 素	0.002mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チ ウ ラ ム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シ マ ジ ン	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.2に定める方法
セ レ ン	0.01mg/L 以下	規格K0102の67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素あつては規格K0102の43.1に定める方法
ふ っ 素	0.8mg/L 以下	規格K0102の34.1に定める方法又は公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほ う 素	1mg/L 以下	規格K0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は公共用水域告示付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸性イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

(4) 土壌の汚染に係る環境基準

(平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 1mg 未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格 K0102(以下「規格」という。)55 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 46 年 6 月農林省令第 47 号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法(規格 38.1.1 に定める方法を除く。)
有機磷(りん)	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法)
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	規格 54 に定める方法
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。	規格 65.2 に定める方法
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 50 年 4 月総理府令第 31 号に定める方法
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。	昭和 47 年 10 月総理府令第 66 号に定める方法
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法

項 目	基 準 値	測 定 方 法
チ ウ ラ ム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
シ マ ジ ン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チ オ ベ ン カ ル ブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セ レ ン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	規格 67.2 又は 67.3 に定める方法
ふ っ 素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。	規格 34.1 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 に掲げる方法
ほ う 素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。	規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法 又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法

備考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。

(5) 騒音に係る環境基準(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号)

ア 道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及 B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

イ 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注 「車線」とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。

注 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。)並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいう。

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から 15 メートルまでの範囲、また、2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から 20 メートルまでの範囲をいう。

※ この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

エ 地域の類型指定

(平成 11 年 2 月 12 日広島県告示第 149 号)

該当類型	地域の区分
AA	該当地域なし
A	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
B	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域 (C 類型に該当する区域を除く。)
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下(字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。)、大字伏谷(字今山(137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。))及び字岡野原(778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。)の地域

(6) 航空機騒音に係る環境基準

ア 環境基準

(昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号)

地域の類型	基準値(単位：W E C P N L)
I	70 以下
II	75 以下

イ 地域の類型指定

(昭和 52 年 6 月 10 日広島県告示第 405 号)

該当類型	地域の範囲
I	該当地域なし
II	広島市西区南観音三丁目、同区南観音四丁目、同区南観音五丁目、同区南観音六丁目及び同区観音新町二丁目並びに同区観音新町四丁目のうち 6 番(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する準工業地域の定めのある地域に限る。)7 番から 9 番まで及び 11 番から 13 番まで

(7) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

ア 環境基準

(昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号)

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

イ 地域の類型指定

(昭和 52 年 6 月 10 日広島県告示第 406 号)

該当類型	地域の区分	地域の範囲
I	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域	新幹線鉄道の軌道中心線(トンネルの部分(両側のトンネルの出入口からトンネルの中央部方向に 150 メートル以内の部分を除く。)を除く。)から左右両側それぞれ 300 メートル(橋りょう構造に係る部分については、400 メートル)以内の地域(広島車輛基地に係る側線部分(分岐点 51 イロから軌道の末端までの部分に限る。))については、両端の軌道の中心線(末端から進行方向に 300 メートルを加えた部分を含む。)から外部方向にそれぞれ 300
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	メートル以内の地域及び軌道の中心線の末端を結ぶ線から進行方向に 300 メートル以内の地域)

(8) ダイオキシン類に係る環境基準

(平成14年7月22日環境省告示第46号)

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
- 4 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 5 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公用水域及び地下水について適用する。
- 6 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

(9) 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。 (H9.2.4 環告4)	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 (H9.2.4 環告4)	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 (H9.2.4 環告4)	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。 (H13.4.20 環告30)	

備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

3 その他の基準

(1) 底質の暫定除去基準値

(昭和 50 年 10 月 28 日環水管第 119 号)

物質	底質の暫定除去基準値(底質の乾燥重量当たり)
水銀	25 ppm 以上
P C B	10 ppm 以上

(2) ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針値

(平成 2 年 5 月 24 日環水土第 77 号)

農薬名		指針値 mg/L	農薬名		指針値 mg/L
殺虫剤	アセフェート	0.8	除草剤	アシュラム	2
	イソキサチオン	0.08		ジチオピル	0.08
	イソフェンホス	0.01		シデュロン	3
	エトフェンプロックス	0.8		シマジン(CAT)	0.03
	クロルピリホス	0.04		テルブカルブ(MBPMC)	0.2
	ダイアジノン	0.05		トリクロピル	0.06
	チオジカルブ	0.8		ナプロパミド	0.3
	トリクロロホン(DEP)	0.3		ハロスルフロンメチル	0.3
	ピリダフェンチオン	0.02		ピリブチカルブ	0.2
	フェニトロチオン(MEP)	0.03		ブタミホス	0.04
殺菌剤	アズキシストロビン	5	フラザスルフロン	0.3	
	イソプロチオラン	0.4	ブロピザミド	0.08	
	イプロジオン	3	ベンスリド(SAP)	1	
	イミノクタジン酢酸塩	0.06(イミノクタジンとして)	ペンディメタリン	0.5	
	エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.04	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.8	
	オキシシン銅(有機銅)	0.4	メコプロップ(MCPP)	0.05	
	キャプタン	3	メチルダイムロン	0.3	
	クロロタロニル(TPN)	0.4			
	クロロネブ	0.5			
	チウラム(チラム)	0.06			
トルクロホスメチル	0.8				
フルトラニル	2				
プロピコナゾール	0.5				
ペンシクロン	0.4				
ホセチル	23				
ポリカーバメート	0.3				
メタラキシル	0.5				
メプロニル	1				

(3) 自動車騒音の限度

(平成12年3月2日総理府令第15号・昭和61年4月1日広島市告示第96号)

区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間(6時～22時)	夜間(22時～翌6時)
a 区域	第1種低層住居専用地域	1 車線	65 デシベル	55 デシベル
	第2種低層住居専用地域	2 車線以上	70 デシベル	65 デシベル
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	近接区域	75 デシベル	70 デシベル
b 区域	第1種住居地域 第2種住居地域	1 車線	65 デシベル	55 デシベル
	準住居地域 用途地域の定めのない地域 (c 区域に該当する区域を除く。)	2 車線以上 近接区域	75 デシベル	70 デシベル
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 並びに佐伯区湯来町のうち大字下(字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。)、大字伏谷(字今山(137番地の1から137番地の55まで・145番地・146番地及び149番地の地域に限る。))及び字岡野原(778番地の1から778番地の14までの地域に限る。)の地域	車線を有する道路 近接区域	75 デシベル	70 デシベル

- 注 1 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
- 2 「車線」とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
- 3 「近接区域」とは、「幹線交通を担う道路に近接する区域」をいい、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から15メートルまでの範囲、また、2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。
- 4 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。

(4) 道路交通振動の限度

ア 基準値

(振動規制法施行規則別表第2)

区域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

注 振動レベルは、測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

イ 区域の区分の指定

(昭和 61 年 4 月 1 日広島市告示第 97 号)

区域の区分	区 域 の 範 囲
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域（第 2 種区域に該当する区域を除く。）
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。）及び字岡野原（778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。）に限る。）の地域

ウ 時間の区分の指定

(昭和 61 年 4 月 1 日広島市告示第 97 号)

時間の区分	時 間
昼 間	午前 7 時から午後 7 時まで
夜 間	午後 7 時から翌日の午前 7 時まで

4 広島市環境基本計画（改定計画）の定量目標及び数値管理指標の状況

(1) 定量目標

項 目			平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	目 標 (平成22年度(2010年度))
第1節 自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、将来の世代へ継承する					
1	河川環境整備、自然環境保全河川整備事業区間の整備率		80.7% (4,961m/6,151m)	84.6% (5,202m/6,151m)	98%
2	人工林の間伐面積		274ha	626ha	1,200ha
3	森林ボランティア(もりメイト)育成人数		30人/年育成	30人/年育成	30人/年育成
4	森林ボランティア団体の活動延べ人数		675人	696人	1,000人
5	認定農業者、新規就農者、女性農業者等の育成人数		105人	121人	215人
第2節 健康かつ安全な生活環境を保全し、循環型社会を構築する					
6	二酸化窒素	一般局	100% (7局/7局)	100% (7局/7局)	100%
		自排局	100% (4局/4局)	100% (4局/4局)	100%
	浮遊粒子状物質	一般局	100% (7局/7局)	100% (7局/7局)	100%
		自排局	100% (4局/4局)	100% (4局/4局)	100%
	二酸化硫黄	一般局	100% (4局/4局)	100% (4局/4局)	100%
	一酸化炭素	自排局	100% (2局/2局)	100% (2局/2局)	100%
7	環境を意識した交通行動を行っている市民の割合		64.6%	69.2%	70% (平成19年度)
8	市街化区域外の生活排水処理人口整備率		36.5% (22,600人/62,000人)	37.7% (23,400人/62,000人)	39.0% (平成19年度)
9	健康項目	河川	100% (27地点/27地点)	100% (27地点/27地点)	100%
		海域	100% (8地点/8地点)	100% (8地点/8地点)	100%
	生活環境項目	河川(BOD)	100% (20水域/20水域)	100% (20水域/20水域)	100%
	栄養塩類		100% (2水域/2水域)	100% (2水域/2水域)	100%

項 目		平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	目 標 (平成22年度(2010年度))
10 騒音に係る環境基準の達成率	自動車騒音	87% (約8万戸/約9万2千戸)	88% (約8万2千戸/約9万3千戸)	100%
	鉄道騒音	58% (7地点/12地点)	67% (8地点/12地点)	100%
	航空機騒音	100% (9地点/9地点)	100% (9地点/9地点)	100%
11 有害化学物質の環境基準の達成率	ダイオキシン類	100% 〔大気：5地点/5地点 水質・底質13地点/13地点 地下水：5地点/5地点〕	100% 〔大気：5地点/5地点 水質・底質13地点/13地点 地下水：5地点/5地点 土壌：6地点/6地点〕	100%
	有害大気汚染物質	100% (4地点/4地点)	100% (4地点/4地点)	100%
12 有害大気汚染物質の指針値の達成率		100% (4地点/4地点)	100% (4地点/4地点)	100%
13 一般廃棄物	総排出量を20%減 ・ライフスタイルの変革によりごみ排出量の削減率を20%以上に 【基準：平成14年度 44万4千t】	41万5千t	40万5千t	35万t (平成20年度)
	リサイクル量を倍増 ・分別の徹底によりリサイクル量を約2倍に 【基準：平成14年度 4万6千t】	5万2千t	6万8千t	8万6千t (平成20年度)
	最終処分量を50%減 ・減量とリサイクルにより埋立処分量を50%以下に 【基準：平成14年度 10万2千t】	6万7千t	5万2千t	5万1千t (平成20年度)
14 産業廃棄物	最終処分率	8.3% (150,429t/1,820,754t) (平成15年度)	—	3%
第3節 潤いと安らぎのある都市環境を保全し、よりよい都市環境をつくりだす				
15	水辺のコンサートの観客数、水辺のオープンカフェの利用者数、水辺の市民活動促進事業の利用者数、川の遊覧船、水上タクシーの水上交通利用者数などの合計人数	9万4千人	15万2千人	16万4千人
16	水浴場水質判定基準への適合率	38% (平成18年度)	38%	56%

項 目	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	目 標 (平成22年度(2010年度))
17 河岸緑地の整備率	46.1% (21.97km/47.70km)	46.1% (21.97km/47.70km)	47.7%
河川環境整備、自然環境保全河川整備事業区間の整備率(再掲)	80.7% (4,961m/6,151m)	84.6% (5,202m/6,151m)	98%
18 緑化施設整備計画認定制度による認定件数	6件	7件	17件
19 市民1人あたりの都市公園面積	8.03㎡	8.03㎡	10㎡
20 定点調査によるばい捨てごみの数の減少率	76.9%	80.3%	90%
21 文化財の指定件数	149件	153件	156件
第4節 地球環境の保全に積極的に貢献する			
22 本市域内から排出される温室効果ガス排出量 【基準年度：平成2年度(1990年度)636.5万t-CO ₂ 】	基準年度の排出量から0.3%の削減 (631.7万t-CO ₂) (平成16年度)	基準年度の排出量から0.3%の増 (638.7万t-CO ₂) (平成17年度速報値)	基準年度の排出量から6%の削減 (598.2万t-CO ₂)
23 1世帯あたりの電気使用量	5,092Kwh (平成16年度)	5,179Kwh (平成17年度)	4,250Kwh
24 1世帯あたりの都市ガス使用量	160m ³ (平成16年度)	160m ³ (平成17年度)	145m ³
25 省エネルギーやエコドライブ(環境に配慮した自動車の使用)など環境にやさしい行動を実践をしている市民の割合	66.5% (平成18年度)	68.1%	80.0%
人工林の間伐面積(再掲)	274ha	626ha	1,200ha
26 大学や企業等と連携した、環境にやさしいエネルギーなど未来エネルギーに関する共同研究の件数	1件	2件	6件
第5節 市民・事業者・行政の協働により環境を保全し、より良い環境づくりに取り組む			
27 環境サポーターの活動回数	122回/年	132回/年	140回/年
28 ISO14001やエコアクション21を取得している事業所数	174事業所	179事業所	274事業所
29 広島市役所環境保全実行計画に掲げる数値目標の達成状況	29% (4項目/14項目)	31% (4項目/13項目)	全項目達成

(2) 数値管理指標

項 目	平成 14 年度 (2002 年度)	平成 15 年度 (2003 年度)	平成 16 年度 (2004 年度)	平成 17 年度 (2005 年度)	平成 18 年度 (2006 年度)	
第 1 節 自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、将来の世代へ継承する						
1 森林面積 (5 年毎の公表)	※ 61,378 ha	※ 61,378 ha	※ 60,780 ha	60,780 ha	60,780 ha	
2 農地流動化面積	—	—	—	104 ha	152 ha	
3 経営耕地面積 (5 年毎の公表)	※ 2,564 ha	※ 2,564 ha	※ 2,564 ha	2,067 ha	2,067 ha	
4 自然とのふれあい施設等の利用者数	1,034,860 人	1,128,105 人	1,067,701 人	1,148,993 人	1,166,246 人	
5 自然とのふれあい事業の参加者数	38,572 人	42,763 人	39,560 人	38,197 人	40,646 人	
第 2 節 健康かつ安全な生活環境を保全し、循環型社会を構築する						
6 ばい煙発生施設からの硫黄酸化物及び窒素酸化物の排出量	硫黄酸化物	47万2千m ³ N	48万2千m ³ N	45万3千m ³ N	49万8千m ³ N	—
	窒素酸化物	136万1千m ³ N	135万1千m ³ N	127万7千m ³ N	105万5千m ³ N	—
7 光化学オキシダントの環境基準の達成率	0% (0局/7局)	0% (0局/7局)	0% (0局/7局)	0% (0局/7局)	0% (0局/7局)	
8 光化学オキシダント注意報の発令回数	広島地区	4回	2回	3回	3回	5回
	海田地区	0回	0回	0回	0回	0回
	可部地区	0回	0回	0回	0回	1回
9 市内の低公害車及び低燃費車の登録台数割合	5.9% (35,725台/603,033台)	9.2% (55,801台/608,220台)	12.4% (76,633台/616,043台)	17.7% (111,262台/628,728台)	21.6% (132,811台/613,477台)	
10 大気汚染に係る公害苦情件数(参考指標)	58件	37件	60件	59件	35件	
11 悪臭に係る公害苦情件数(参考指標)	85件	91件	67件	87件	75件	
12 公共下水道の普及率	91.1%	92.4%	※92.2% ※92.8%	92.4%	92.5%	
13 CODの環境基準の達成率	0% (0海域/4海域)	0% (0海域/4海域)	0% (0海域/4海域)	25% (1海域/4海域)	0% (0海域/4海域)	
14 水質汚濁に係る公害苦情件数(参考指標)	97件	97件	103件	105件	146件	
15 騒音に係る公害苦情件数(参考指標)	128件	89件	123件	135件	135件	

項 目		平成 14 年度 (2002 年度)	平成 15 年度 (2003 年度)	平成 16 年度 (2004 年度)	平成 17 年度 (2005 年度)	平成 18 年度 (2006 年度)
16 振動に係る公害苦情 件数(参考指標)		23件	12件	24件	24件	21件
17 PRTR 制度に基づく化 学物質の排出量		2,255t	2,245t	2,034t	1,892t	—
第4節 地球環境の保全に積極的に貢献する						
18 公共交通機関の利用 者数		55万1千人	56万3千人	55万6千人	55万9千人	—
19 市内にお ける新エネ ルギーの導 入状況	公共・産 業用太陽 熱	20施設	20施設	20施設	20施設	20施設
	公共・産 業用太陽 光発電	12件	13件	17件	17件	20件
	天然ガス コージェ ネレーシ ョン	29台	101台	209台	356台	303台
	ごみ焼却 余熱利用 施設	5施設 (3,600kw)	5施設 (3,600kw)	5施設 (18,200kw)	5施設 (18,200kw)	5施設 (18,200kw)
	消化ガス 発電	1施設 (650kw)	1施設 (650kw)	1施設 (650kw)	1施設 (650kw)	1施設 (650kw)
20 大気中の フロン濃度	CFC11	0.29ppb	0.27ppb	0.26ppb	0.30ppb	0.28ppb
	CFC12	0.61ppb	0.64ppb	0.51ppb	0.58ppb	0.61ppb
	CFC113	0.08ppb	0.08ppb	0.07ppb	0.08ppb	0.08ppb
21 雨水のpH平均値		4.60	4.53	4.85	4.69	4.69
22 国際協力による研修 員の受入れ人数(平成13 年度(2001年度)からの 累計)		4名	5名	8名	9名	12名
第5節 市民・事業者・行政の協働により環境を保全し、より良い環境づくりに取り組む						
23 環境に関する情報を 十分得ていると思う市 民の割合		—	—	—	—	63.9% (平成18年度)
24 環境に関する出前講 座に参加した人数		3,611人	4,360人	8,843人	7,302人	7,214人
25 公民館での環境学習 グループ登録数		—	—	—	6グループ	7グループ
26 ひろしま情報a-ネッ トの環境保全の分野に 登録されている団体数		31団体	34団体	53団体	53団体	56団体
27 広島市役所本庁舎 ISO14001 の環境目的・ 環境目標の達成率		—	79% (22項目/28項目)	86% (24項目/28項目)	77% (20項目/26項目)	71% (30項目/42項目)

※印は、平成17年度に合併した旧佐伯郡湯来町の数値を含みます。

本書は、「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」第9条に規定する、本市の環境の状況及び環境に関する施策の実施状況等を明らかにした年次報告書です。

平成13年(2001年)10月に策定した「広島市環境基本計画」において、計画の進捗状況を定量的、客観的に評価するため、計画に定めた「数値管理指標」を中心にフォローアップし、年次報告書において取りまとめることとしており、この年次報告書に記載しております。

平成19年度版「広島市の環境」は、次のホームページでもご覧になれます。

<http://www.city.hiroshima.jp/icity/browser?ActionCode=genlist&GenreID=1000000001459>

登録番号	広H7-2007-268
名称	平成19年度版 広島市の環境
主管課及び所在地	広島市環境局環境政策課 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話 (082)504-2505 (082)504-2185
発行年月	平成20年3月
印刷会社	日昇印刷株式会社